

学校いじめ防止基本方針

郡山市立郡山第五中学校

1 基本方針

いじめ防止対策推進法(平成25年6月28日公布, 同9月28日施行)第3条(基本理念)を受け, 「いじめはしない, させない, 許さない」のスローガンのもとに, 校内体制を整備し, 早期発見・早期対応を目指す。

2 いじめの定義(第2条)

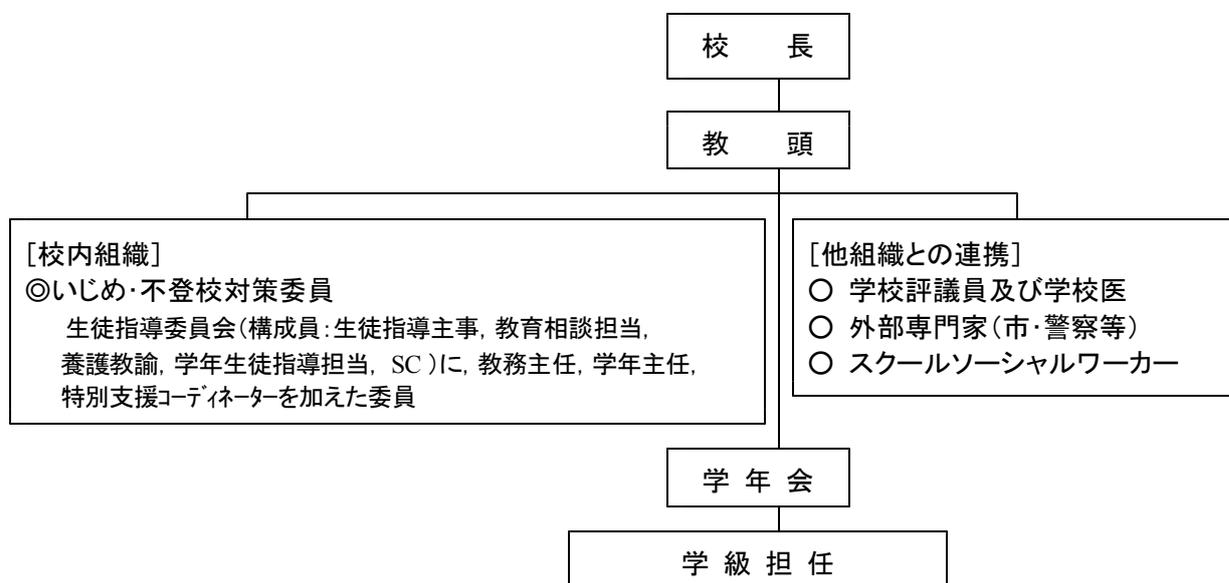
この法律において「いじめ」とは、『児童等に対して, 当該生徒等が在籍する学校に在籍してい等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって, 当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの』をいう。

具体的ないじめの態様は, 以下に示すとおりである。

- (1) 冷やかしかからかい, 悪口や脅し文句, イヤなことを言われる。
- (2) 仲間はずれ, 集団による無視がある。
- (3) 軽くぶつかられたり, 遊ぶふりをしてたたかれたり, 蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり, たたかれたり, 蹴られたりする。
- (5) 金品を強要される。
- (6) 金品を隠されたり, 盗まれたり, 壊されたり, 捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと, 危険なことをされたり, させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話で, 誹謗中傷等の嫌なことをされる。

3 組織

(1) 対策委員会の設置 「いじめ・不登校対策委員会」



(2) 委員会の役割と取り組み

- ① 具体的な取り組みや年間計画作成, 実行, 検証, 修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などにかかる情報の収集と記録, 共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに関する情報があったときには緊急会議を開いて, いじめの情報の迅速な共有, 関係ある生徒への事実関係の聴取, 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

4 いじめ防止対策の整備について

(1)「いじめの未然防止」について

「いじめ」の共通理解については、教職員の共通理解・認識のもとで全生徒に対して適宜指導と支援を実施する。特に、「いじめに向かわない態度・能力の育成」「望ましい集団づくり(学級づくり)」「自己有用感・自己肯定感が育まれる環境づくり」「生徒自らいじめ問題について学ぶ取り組みの推進」等を十分に理解しながら、いじめの防止に努める。

○教職員：校内研修の開催，職員会議による周知と理解

- ・「いじめはしない，させない，許さない」に向けた生徒の主体的な取り組みの促進
- ・教科指導，道徳教育，特別活動など，学校教育活動を通して，生徒のいじめを生まない人間関係や集団づくりの指導・推進
- ・いじめ防止等の対策にかかる教職員の資質向上のための研修の実施

○生徒：全校集会・学級での説諭及び講話，話し合い(道徳・学級活動を通して)

(2)「いじめの早期発見」について

- ① 生徒の発するいじめのサインを学校全体として見逃さないために，教職員用のいじめの発見のための注意・チェック事項を作成する。
・通常とは異なる言動や姿・欠席の状況・ノートや日記の状況・レポート作り・保護者との連携
- ② 日常生活において，教職員間での情報を積極的に交換する。いじめの疑いのある情報を教職員が把握した場合，すぐに教頭に報告し，委員会の開催を行う。
- ③ 年3回のアンケートの実施や，生徒のいじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するための教育相談(年間1回(3年生は2回))などで，いじめの実態把握に努める。
- ④ 生徒，保護者等ごとに，いじめの相談体制を明確化し周知する。

(3)いじめに対する具体的措置について

いじめの発見・通報を受けた場合には，特定の教職員が抱え込まず，速やかに委員会を開き，組織的に対応する。市教育委員会に報告するとともに，内容によっては，児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上対処する。

① 被害生徒への対応及び支援 ～「被害生徒を守り通すという姿勢」が重要～

- 被害生徒の心的な状況等を十分に確認し，被害生徒の情報を提供した生徒を守り通すことや，秘密を守ることを伝え，できる限り不安を取り除いた上で，事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- 被害生徒にとって信頼できる人物(友だち，教職員，家族，地域の人等)と連携しながら，被害生徒に寄り添える体制を作る。状況に応じて，外部専門家の協力を得る。
- 被害生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，加害生徒を別室で指導したり，出席停止などの懲戒を加えるなどして，被害生徒が落ち着いて学習できる環境を作る。
- 被害生徒が，加害生徒との関係改善を望む場合には，学校関係者や保護者同席のもと，謝罪・和解の場を設定し，関係修復を図る。
- いじめが解決したと思われる場合でも，継続して見守り，十分な注意を払いながら，状況を定期的に保護者へ伝えるとともに，必要な支援を行う。

② 加害生徒に対する措置 ～「人格の成長」を旨として、家庭環境や障害特性等教育的配慮を行う～

- いじめたとされる生徒から、複数の教職員で事実関係を聞き取る。いじめがあったと確認された場合、教職員が連携し、必要に応じて外部の専門家の協力を得ながら、組織的に対応し、再発防止に努める。
- 迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して対応できるように、保護者の協力を得るよう努める。
- いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚するように指導する。
- 生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して、特別な指導計画による指導を行うほか、警察との連携を視野に入れた対応をとる。
- 教育上必要であると認められるときには、学校教育法第11条に基づき、懲戒を加える。健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行うことを忘れない。

<発見・通報からの具体的な対応について>

「いじめ」に関する 主な内容	具体的な対応策
いじめ行為の発見・通報	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒や保護者の訴えに真摯に傾聴し、生徒の安全を確保 ○ケース会議、いじめ・不登校対策委員会への情報共有と関係生徒との事情聴取及び担任・学年会等での話し合いによる情報交換 ○事実確認結果について校長から教育委員会への連絡と被害・加害保護者への連絡 ○いじめが継続される場合には、所轄警察署に相談
いじめられた(被害)生徒 ・保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒への事実関係の聴取(個人情報の取り扱い・プライバシーへの配慮)・…担任、学年生徒指導担当 ○家庭訪問の実施 保護者への事実関係の報告 ○いじめられた生徒に寄り添える体制づくり ○外部専門家への協力依頼 ○アンケート調査の実施による状況判断の厳密化と情報提供
いじめた(加害)生徒 ・保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒への事実関係の聴取・担任、学年生徒指導担当 ○いじめ確定の場合は、複数教員で専門家の協力を得て組織的に止めさせ、再発防止策づくり ○事実関係確認後、保護者の理解や了承を得て協力を求め、保護者への継続的な助言 ○いじめの背景を考慮し、当該生徒の人格形成を図る。 ○当該生徒を一定の配慮のもと、特別指導計画での指導の実施(個人情報の取り扱い、プライバシーへの配慮)
いじめが起きた 集団への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ○学級全体での話し合いによるいじめの根絶の態度の育成 ○加害・被害の両生徒と他生徒との関連で、よりよい集団や人間関係を作り上げる活動の展開
ネット上の いじめの対処	<ul style="list-style-type: none"> ○ネット上の不適切な書き込みについては、即座に管理者、プロバイダに削除を求める措置 ○削除されない場合は、所轄警察署や法務局に相談し適切な援助の申請 ○使用における保護者への情報モラルの啓発

6 その他配慮事項

(1) 家庭・地域との連携

- PTA との共催により、いじめ理解や携帯電話・スマートフォン等によるインターネット利用等に関する説明会・研修会を企画・実施する。
- 学校だよりや学校 HP 等で学校の方針を伝えることで、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭との連携を密にする。
- 生徒が日頃より、大勢の大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあるので、地域ボランティア活動や高齢者との交流の機会を設け、積極的に場の設定を行う。
- 警察や児童相談所等関係機関との連携を密にし、情報の共有化を図る。
- 近年は、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を通しての直接的・間接的いじめが急増していることを教職員全体が把握し、教職員自身の ICT 活用のスキルアップを積極的に図る。また、生徒指導だよりの中にも充実した内容のものを掲載し啓蒙を図る。

(2) 各領域・委員会活動との連携 別紙参照